

科研費等による液体ヘリウム利用料の支払いについて

平成21年3月1日

令和5年4月1日改定

極低温科学センター長

運営費交付金以外の資金（科研費、寄附金、受託研究費、およびこれらに類する外部資金経費一切を含む。以下科研費等という）による液体ヘリウム利用料の支払いをする場合には下記のような取り扱いをする。

1. 申し込み

科研費等による液体ヘリウムの利用料支払いを希望する場合は、最初の注文を行う前に、利用期間内の予定利用金額を設定し、科研費等によるヘリウム供給申込書（様式1）にて極低温科学センターに申し出るものとする。

2. 利用期間

科研費等で支払いが出来る液体ヘリウム料金は、毎年度4月から予算種毎に別表（次ページ）に定められた期間（申し出を行った日が4月以降の場合は、申し出を行った日からの期間）に供給された液体ヘリウムに関するもののみである。

3. 利用料金の集計について

各研究室のヘリウム使用量集計、四半期毎の回収率はホームページ上で情報提供する。なお、利用に際しては、利用料の振替、又は請求が可能であることを確認のうえ利用すること（各人が予算の残額等の確認をすること）。

4. 複数の外部資金を用いる場合

複数の外部資金を用いる場合は、液体ヘリウムの注文時に、どの費用によるヘリウム利用かを明記すること。なお各四半期が終わった後は、財源の変更はできない。

5. 徴収

科研費等による利用振替は四半期毎（4-6月分を7月、7-9月分を10月、10-12月分を1月、1-3月分は別表に定める通り）に行う。

6. 協議

上記の取り決めで不都合な点があった場合には、極低温科学センターと協議するものとする。

連絡先 極低温科学センター低温科学部（片平・星陵地区での利用）
e-mail : ltcenter-imr@grp.tohoku.ac.jp

連絡先 極低温科学センター極低温物理学部（青葉山地区での利用）
e-mail : helium@mail.clts.tohoku.ac.jp.

別表：予算種毎のヘリウム利用期間と請求時期

		利用期間			
		第1四半期 (4月～6月) ※1	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月) 又は (1月～2月) ※2
予算種毎 の集計月	大学運営資金 寄付金	7月	10月	1月	4月
	受託研究	7月	10月	1月	3月※2、※3
	共同研究				
	受託事業 科学研究費補助金				

※1： 科学研究費補助金については内定日以降利用可能です。

※2： 受託研究・共同研究・受託事業・科学研究費補助金の第4四半期の利用可能期間は、原則として1月～2月です。特に2月分は2月末日を会計の締め日（2月末日が土日の場合はその前の金曜日）とします（3月1日から3月31日の期間はこれらの費用での支払（振替）は不可となります）。

※3： ※2の期間以降の利用を希望する場合（年度末において、全額執行する必要のない外部資金によるヘリウム利用の場合等）、事前（2月末日まで）に所属部局の経理事務担当者と協議し、極低温科学センターまで連絡願います。